

テレワーク 利用規約

第一章 総 則

第 1 条（利用規約の適用）

1. 本利用規約は、株式会社ナカヨ（以下、「当社」といいます。）が株式会社フォレスタ（以下、フォレスタ社といいます。）の製品であるスマートフォンアプリ「テレワークアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）と、NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社及び、光コラボレーション事業者（以下、総称して「キャリア」といいます。）が提供する一般コンシューマー向け光 IP 電話サービス（以下、「ひかり電話」といいます。）の終端装置であるホームゲートウェイ/ひかり電話ルータ（以下、「HGW」といいます。）に接続・設置する装置「テレワークキューブ」（以下、「本装置」といいます。）を利用した音声通話サービス「テレワーク」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本利用規約をご精読・ご了解の上でご使用下さい。本サービスの利用開始をもって、本利用規約に同意したものとみなします。
2. 利用者が本サービスを利用するにあたっては、本利用規約が適用されます。本利用規約において「利用者」とは、本サービスの利用契約を当社と締結する者（以下、「契約者」といいます。）及び同契約に基づき本サービスを利用する者としします。
3. 本サービスの利用開始後、本サービスの更新版を利用する場合においても、別段の定めが指定されていない限り、引き続き本利用規約が適用されるものとします。

第 2 条（本利用規約の変更）

1. 当社は、利用者の事前の承諾なくして本利用規約を変更することができます。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約によって定められます。
2. 当社は、本利用規約を変更した場合には、第 3 条に定めるいずれかの方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容を通知した後、利用者が本サービスを利用することによって、規定変更を承諾したものとみなします。

第 3 条（当社からの通知）

1. 当社から利用者への通知は、本利用規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社ウェブサイト上での提示、その他当社が適当と認める方法のいずれかにより行われるものとします。
2. 前項の通知は、電子メールの送付による場合は、当社が電子メールを送出した時点、ウェブサイト上の提示による場合は、当社がウェブサイトに記載しインターネット上に公開した時点で、その効力を生じるものとします。

3. 利用者は、随時電子メールの受信又は当社ウェブサイトの閲覧を行う等により、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

第4条（サービス内容）

1. 本サービスは、ワイヤレスデータ通信を使用した、インターネットプロトコル（IP）による音声通信サービスであり、HGWの内線機能及びSIP機能を活用して、ひかり電話に着信した電話を本アプリで受信、本アプリからひかり電話で発信、及び本アプリ間で発着信を行う音声通話サービスです。
 - (1) 利用者は本アプリを利用者所有のスマートフォンにインストールし、また本装置をひかり電話が終端されているHGW及びインターネット接続環境にLAN接続して本サービスを利用します。
 - (2) 本装置には契約者毎にデバイスIDが付与されており、本アプリインストール時にデバイスIDをアプリに設定することで、本サービスの利用が可能になります。
 - (3) 電話番号は利用者が契約しているひかり電話の電話番号となります。
 - (4) 利用者は、利用者が使用する各移動体通信事業者のデータ通信ネットワーク及び、Wi-Fiネットワーク等のモバイル通信からインターネットへ接続し、本装置を介して、ひかり電話の発着信及び、本装置に接続する他の本アプリ利用者との音声通話が可能となります。

第5条（サービス対象地域）

1. 本サービスの契約は、日本国内に居住している法人及び、個人に限ります。
2. 利用者は、本サービスを日本国外で利用する場合、利用先の国の法令に従うものとします。本アプリは日本国の法令（外国為替、外国貿易法及び関連する政省令等）により、特定の国や地域へは持ち出しができない場合があります。本サービスを日本国外で利用することは全て利用者の自己責任とし、当社は一切の責任を負いません。

第二章 利用の開始及び終了

第6条（申込み）

1. 利用を希望する者（以下、本条において「申込者」といいます。）は、本利用規約に同意した上で、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 申込者は、本条第1項の申込みにあたり、当社所定の契約者情報を提供するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って対応します。
4. 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了し、本契約に紐づく光回線が新規開通した日に成立するものとし、光回線の新規開通日を本契約の利用開始日とします。なお、契約者が利用契約の申込みをした時点で既に当社の提供する光回線を利用している場合、またはフレッツ光からの移転、他社キャリア回線からの事業者変更をもって当社キャリア回線の利用を開始する場合は、契約者が申込書に記載した利用開始希望日を本契約の利用開始日とします。

5. 当社は、次の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込み内容に記入漏れ、誤記又は虚偽の記載があるとき
 - (2) 申込者が料金その他の債務の支払を現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 申込者が過去に本利用規約に違反した事実があったとき
 - (4) 申込者の本人性の確認ができないとき
 - (5) 本サービスが違法な態様で利用される疑いがあると判明したとき
 - (6) 当社の提供する光回線およびひかり電話を契約していないことが判明したとき
 - (7) その他、申込者が当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断するとき

第7条（利用者の意思による解約）

1. 解約の手続きは、当社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項に基づく申込みに対し解約手続きを実行します。
3. 契約解約は、契約者が申込書に記載した解約希望日を本契約の利用終了日とします。

第8条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は当社所定の手続きが完了し、第6条4項に示す条件を満たした日を開始日とし、第7条第3項に示す条件を満たした日を終了日とします。

第9条（最低利用期間）

1. 本サービスに、最低利用期間の定めはありません。

第三章 料 金

第10条（料金）

1. 本サービスの利用料金は、初期費用として、契約時に発生する「事務手数料」、及び本装置の「買取費用」、月々発生する月額費用として、「サービス利用料金」とします。各利用料金は、別紙1に規定の通りとします。
2. 月額費用は満額の請求となります。ただし、契約開始月については契約開始日より当月末までの日数を日割りで算出するものとし、契約終了月も同様に当月初から契約終了日までの日数を日割りで算出した額の請求となります。
3. キャンペーン等により本サービスの料金の免除、減額等を行う場合、当社はその内容を当社ウェブサイト上で掲載するものとします。
4. 本サービスでの着信による通話料金は発生しません。本サービスでの発信による通話料金は契約者がひかり電話を契約しているキャリアからの請求となります。

第 11 条（料金の支払義務）

1. 当社は、「申込手数料」及び「機器代金」を契約申込み時に、「サービス利用料金」をオフィス NYC サポート契約約款に基づく支払期日に第 12 条に記載の支払方法で徴収するものとします。

第 12 条（料金の支払方法）

1. 利用料金の支払いは、利用者が契約する当社キャリア回線と同一の支払い方法により行うものとします。

第 13 条（割増金）

1. 契約者が、クレジットカードの不正利用等により料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とし、以下同様とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として、当社が別途定める方法により支払うものとします。

第 14 条（延滞利息）

1. 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第四章 利用方法

第 15 条（契約者登録）

1. 当社から利用者に対するサポートサービスを円滑にご提供するため、契約者は契約申込み時に契約者の住所、メールアドレス、電話番号等の連絡先の情報を登録するものとします。

第 16 条（契約者登録の変更）

1. 契約者は、住所、メールアドレス、電話番号等契約者登録の内容に変更が生じた場合には、すみやかに当社へ変更の手続きを行うものとします。
2. 当社から契約者に対する通知は、契約者登録の内容にもとづいて行うものとし、登録内容に起因する通知の不到達等一切の責任を当社は負いません。また、この通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第 17 条（契約者情報の取扱い）

1. 当社は、契約者登録にかかる情報（以下、「契約者情報」といいます。）を、善良な管理者としての注意をもって管理します。

2. 契約者は、当社が契約者情報を以下の各号に定める目的に利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとします。当社は当該情報を以下の目的にのみ利用し、法令にもとづいて官公庁から開示を求められた場合を除き、契約者の事前の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。
 - (1) 当社が契約者を含む利用者に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知をするため
 - (2) 当社がサービス開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し又は第三者に提供するため
 - (3) 法令の規定にもとづき、利用又は提供しなければならないため
 - (4) 利用者に対するサポートサービスを円滑に提供するため
3. 当社は、契約者情報について当社が必要と判断した場合、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から当社規定の期間保管できるものとします。
4. 当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします。）を求められたときは、当該利用者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、利用者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。
5. 契約者は、料金その他の債務の支払をしない場合又は第 4 項に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求にもとづき、法人名、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（利用者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 18 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、利用者が本サービスを利用して行った自己の行為及びその結果について、利用者と連帯して責任を負います。
2. 利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第 19 条（情報の管理）

1. 利用者は、デバイス ID、パスワード、その他本サービスを利用する権利を認識するに足る情報（以下、「ID 情報」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。
2. 利用者は、ID 情報を他者に使用させ、本サービスを他者と共有し又は売買、譲渡若しくは貸与等をしてはならないものとします。
3. ID 情報の管理及び使用は利用者の責任とします。ID 情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切の責任を負いません。
4. 利用者の ID 情報をもって本サービスが利用されたときには、その利用者自身の利用とみなされるものとします。

5. 利用者の ID 情報を使用し、利用者と他者により同時に又は他者のみによって本サービスが使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

第 20 条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人（当社を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し又は掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
 - (7) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし又は消去する行為
 - (8) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するために他人名を名乗る行為を含みます。）
 - (9) 自己の ID 情報を他者と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
 - (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く又はそのおそれのあるワンギリなど（嫌がらせ電話）を送信する行為
 - (12) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
 - (13) 第三者又は当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為
 - (14) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為又は商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
 - (15) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱く又はその恐れのある通信をする行為
 - (16) その他、法令若しくは公序良俗に違反し又は他人の権利を著しく侵害する行為
 - (17) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (18) その他、当社が不適切と判断する行為

第 21 条（利用者の機器等にかかる維持責任）

1. 利用者がテレワークを利用するために必要となるスマートフォン等の通信機器（以下、「利用者端末」といいます。）及び通信環境については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第 22 条（著作権等）

1. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（以下、「ソフトウェア等」といい、映像、音声、文章等を含みます。以下、同様とします。）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社又は当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をウェブサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者は利用者と連帯して、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

第五章 利用の中断、制限、停止及び解除

第 23 条（利用の中断又は制限）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中断又は制限することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社と当社の電気通信設備を接続している電気通信事業者間で締結される契約の規定に基づく、通信利用の制限が生じた場合
 - (3) 当社の電気通信設備の容量を大幅に上回る通話が発生し、通信が著しく輻輳した場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う場合
 - (5) 一の通話について、その通話時間が一定時間を超えるとき場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中断又は制限するときは、第 3 条（当社からの通知）によりあらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく利用の中断又は制限があった場合でも、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部のご返金はいたしません。
4. 利用者は、本条に基づく利用の中断又は制限があった場合でも、当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、利用が中断又は制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 24 条（利用の停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、事前の告知なしに本サービスの利用を停止することができます。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
 - (2) 申込みの内容が事実と反することが判明したとき
 - (3) 第 17 条（契約者情報の取扱い）第 4 項に定める契約者確認に応じないとき
 - (4) 第 29 条（本アプリを利用する端末機器にかかる利用者の義務）の規定に違反し、電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます。）に適合しない自営端末機器で利用したとき
 - (5) 本利用規約で禁止する行為が行われたとき
 - (6) 当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
 - (7) 他の利用者に重大な支障を与える態様で本サービスが使用されたとき
 - (8) 本サービスが違法な態様で使用されたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により利用者に対する通知方法を当社が把握している場合、通知することがあります。
3. 当社は、本条に基づく利用の停止があった場合でも、利用者に対し、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部のご返金はいたしません。

第 25 条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、第 24 条（利用の停止）第 1 項の規定により当社サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合には、事前の告知なしにその利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用者が第 24 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、利用者が届け出た支払方法から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、利用契約を解除することがあります。
4. 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。
5. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、事前の告知なしに本サービスの利用契約を解除します。
 - (1) 当社の提供する光回線またはひかり電話を解約したとき
 - (2) 当社の提供する光回線またはひかり電話の契約が解除されたとき

第 26 条（発信制限）

1. 利用者は、本サービスが以下の各号に定める場合においては、発信ができないことをあらかじめ了承するものとします。

- (1) 110、119 などの緊急電話に代表される 3 桁番号のサービスを利用する場合。
- (2) その他、契約者が契約しているひかり電話で制限されている相手先の場合。

第 27 条（音声通信品質の非保証）

1. 本サービスの音声通信の品質は、利用者端末の動作環境（CPU 速度、ブラウザ、メモリ容量、サウンドカード等）及びモバイル回線状況等に影響されます。当社では、サービス利用における音声通信の品質に関しては、理由の如何を問わず、一切の保証をいたしません。

第 28 条（その他本サービスの制限条件）

1. 利用者が使用する利用者端末のデータ通信が中断した場合、本サービスは利用できません。
2. 利用者端末の設定を含む通信設備や利用形態、ネットワークの混雑状況等により、通話品質に影響が出る場合や、本サービスの利用ができない場合があります。
3. 利用者端末上で本アプリをログイン状態にしていない場合、本サービスは利用できません。
4. 利用者端末にインストールされた他のアプリケーションの影響により、本サービスが利用できなくなる場合があります。
5. 利用者は、本条各項に基づく利用の制限があった場合でも、当社に対し、利用が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第六章 端末機器・装置

第 29 条（本アプリを利用する端末機器にかかる利用者の義務）

1. 利用者は、本アプリを利用する利用者端末を技術基準に適合するよう維持するものとします。
2. 利用者は、本アプリを利用している利用者端末が技術基準に適合しない場合、当該端末機器での本サービスの利用を中止するものとします。

第 30 条（当社が提供する機器）

1. 当社が提供する本装置は、契約者が申込み時に購入するものとし、本装置の送付先を指定するものとします。
2. 前項に基づき、フォレスト社が本装置を契約者が指定した送付先に発送します。
3. 契約者は、契約者の責任と費用負担で、本装置の設置、契約者の HGW との接続、本アプリの設定画面からの設定、移設及び撤去、並びに運用及び保守等を行うものとし、契約者が HGW と本装置を接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
4. 本装置を使用するにあたり必要となる電源等は、利用者の責任と費用負担で準備するものとします。
5. 当社は、契約者の本サービス利用開始において本装置が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備の商品性及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第 31 条（当社が提供する機器の使用及び保管等）

1. 利用者は本装置を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとし、高温多湿等の劣悪な環境で使用しないものとします。
2. 利用者は、本装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、本装置を改造若しくは改変し又は利用者が利用契約において指定した設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、利用者は、本サービスを利用する目的以外に本装置を使用してはならないものとします。
3. 利用者は本装置を申込時に指定した設置住所でのみ使用するものとし、移設等の理由によりこれを変更する必要がある場合は、すみやかに当社へ変更の手続きを行うものとします。
4. 当社は利用者が前項の手続きを行わず、指定された設置住所以外で本装置を使用したことに起因する故障、滅失又は毀損等に対して一切の責任を負いません。

第七章 保守及び保証

第 32 条（当社の維持責任）

1. 当社は、本サービス提供に必要な設備を可能な限り、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 33 条（当社提供機器の保証）

1. 本装置の保証期間を利用開始日から 1 年間とします。契約者は利用開始日から 1 年以内に本装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する代品をフォレストタ社より提供し、契約者は、代品を受領後速やかに、契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行うものとします。

第 34 条（修理又は復旧）

1. 本アプリのソフトウェアに瑕疵が確認された場合、フォレストタ社が可及的速やかに瑕疵を改善し、改訂版を Google Play 又は App Store に定められたアップデート方法にて提供するものとします。
2. 本装置のソフトウェアに瑕疵が確認された場合、フォレストタ社が可及的速やかに瑕疵を改善し、改訂版を、インターネットを介して本装置に配信する方法でソフトウェアのアップデートを実施します。
3. 設置した設備が故障し又は滅失した場合、フォレストタ社がすみやかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。
4. 当社は、設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 35 条（保証の限界）

1. 当社は、利用者が本サービスに利用するネットワーク環境及び端末機器に際して、一切の品質を保証いたしません。
2. 当社は、本アプリにおいて、他のアプリケーションとの動作性や、その他一切の責任を負いません。また現在の技術水準に基づくものであり、本サービスに瑕疵のないことを保証いたしません。

第八章 損害の賠償

第 36 条（サービスの利用不能による損害）

1. 当社は、本サービスが全く利用できない状態となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が継続したときに限り、日割り換算によって、月額基本料金の一部を減免範囲として損害を賠償します。キャリアの提供するひかり電話における障害が発生した場合はこの限りではありません。
2. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

第 37 条（本サービスの利用又は利用不能から派生した損害）

1. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証を行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失又は第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、利用者による本サービスの利用若しくは利用不能又は利用者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生ずべき利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、損失並びに費用に関し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 38 条（損害賠償額の上限）

1. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、月額換算とし、月額基本料金の範囲内と致します。ただし、当社に悪質な故意がある場合はこの限りではありません。

第九章 サポート

第 39 条（サポート）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関する問い合わせ及び技術サポートに関する窓口としてテレワークサポートセンターを案内し、電話での問い合わせに対応します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデート又はアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 当社は、利用者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 当社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第 40 条（情報の収集）

1. 当社は、本サービスに関し、当社が必要と判断した利用者に関する情報を収集し、利用することがあります。利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新サービス及びキャンペーン情報等のご案内並びにサービス開発及びサービス向上等のために自ら利用し、また当社の提携先へ提供することがあります。

第十章 雑 則

第 41 条（反社会勢力の排除）

1. 利用者は、過去、現在及び将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、及び暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為又はそのおそれのある行為を行わないものとします。
2. 利用者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、又は登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 42 条（準拠法）

1. 本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第 43 条（協議）

1. 当社及び契約者は、本サービス又は本利用規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

第 44 条（管轄裁判所）

1. 当社及び契約者は、本サービス又は本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

附則

（適用期日）

- ・ 本利用規約は、2025 年 10 月 1 日より適用します。

附則（2026 年 9 月 1 日改定）

- ・ 本改定規約は、2026 年 9 月 1 日より適用します。

A サービス内容及び月額料金

1. 基本サービス（必須サービス）※申込時にいずれかを選択いただきます。

サービス名称	サービス内容	月額費用（税抜）
スマホ 5 台利用プラン	「テレワークアプリ」でひかり電話の固定電話番号を発着信できるスマートフォンの台数が 5 台迄※のプラン	3,300 円

※ 「テレワークアプリ」で同時ログインが可能なスマートフォンの台数です。

B 初期費用

1. 契約事務手数料

項目	内容	費用（税抜）
申込手数料	契約時に掛かる手数料	3,000 円

2. テレワークキューブ買取費用

項目	内容	費用（税抜）
テレワークキューブ 機器代金	テレワークキューブの買取に掛かる費用	12,000 円